

令和 7 年度毒物劇物取扱者試験実施要領

毒物及び劇物取締法（昭和 2 5 年法律第 3 0 3 号）（以下「法」という。）第 8 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、令和 7 年度毒物劇物取扱者試験を次により実施する。

1 試験の日時

令和 7 年 9 月 3 日（水） 午後 1 時 3 0 分から午後 3 時 3 0 分まで

2 試験の場所

ANA クラウンプラザホテル秋田（秋田市中通二丁目 6 番 1 号）

3 試験の種類

- （1）一般毒物劇物取扱者試験
- （2）農業用品目毒物劇物取扱者試験
- （3）特定品目毒物劇物取扱者試験

4 試験科目

（1）筆記試験

- ① 毒物及び劇物に関する法規
- ② 基礎化学
- ③ 毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては法施行規則別表第 1 に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては法施行規則別表第 2 に掲げる劇物に限る。）の性質及び貯蔵その他取扱方法

（2）実地試験（筆記による）

毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては法施行規則別表第 1 に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては法施行規則別表第 2 に掲げる劇物に限る。）の識別及び取扱方法

5 受験手続

（1）提出書類（各 1 部提出すること）

① 受験願書

【受験願書の入手方法】

ア 最寄りの保健所

イ 秋田県公式 W e b サイト「美の国あきたネット」（<https://www.pref.akita.lg.jp/>）

ウ ア又はイの方法による入手が困難な場合は、郵送により秋田県健康福祉部医務薬事課宛てに「毒物劇物取扱者試験受験願書請求」と記載して請求することができる。この際、請求者の氏名及び住所を明記し、郵送に必要な切手（参考：1 部郵送の場合、定形郵便は 1 1 0 円

分、定形外郵便は140円分が必要)を貼った返信用封筒を同封すること。

- ② 戸籍抄本又は住民票の写し(本籍地の記載があり、かつ、個人番号(マイナンバー)の記載がないもの。)

※ 発行の日から6か月以内のものであること。

- ③ 写真

(出願6か月以内に無帽、無背景で、上半身を正面から撮影した縦4.5cm×横3.5cmのもの。裏面に氏名及び生年月日を記載すること。)

- ④ 受験手数料11,000円

※1 受験願書提出時に、秋田県証紙により納付すること。現金書留は認めない。

※2 秋田県証紙は、県内各受付場所と同一施設内において取扱いがある。なお、秋田県証紙の購入が困難な場合は、秋田県庁売店(電話番号018-860-3583)において、郵送により取り扱っている。

(2) 受験願書の受付場所及び受付期間

- ① 受付場所

住所地を所管する保健所に提出すること。なお、郵送により提出する場合は、宛先を「秋田県健康福祉部医務薬事課毒物劇物取扱者試験担当」とし、書留郵便により送付すること。

また、身体の機能に障害のある者については、障害の状況により必要な措置を講ずることがあるので、住所地を所管する保健所又は健康福祉部医務薬事課に相談すること。

健康福祉部医務薬事課	〒010-8570 秋田市山王四丁目1番1号	電話番号 018-860-1407
大館保健所	〒018-5601 大館市十二所字平内新田237-1	電話番号 0186-52-3952
北秋田保健所	〒018-3393 北秋田市鷹巣字東中岱76-1	電話番号 0186-62-1166
能代保健所	〒016-0815 能代市御指南町1-10	電話番号 0185-52-4333
秋田中央保健所	〒018-1402 潟上市昭和乱橋字古開172-1	電話番号 018-855-5170
秋田市保健所	〒010-0976 秋田市八橋南1-8-3	電話番号 018-883-1170
由利本荘保健所	〒015-0885 由利本荘市水林408	電話番号 0184-22-4122
大仙保健所	〒014-0062 大仙市大曲上栄町13-62	電話番号 0187-63-3404
横手保健所	〒013-8503 横手市旭川1-3-46	電話番号 0182-32-4006
湯沢保健所	〒012-0857 湯沢市千石町2-1-10	電話番号 0183-73-6155

- ② 受付期間及び時間

令和7年6月3日(火)～6月24日(火)(日曜日及び土曜日を除く)

午前8時30分から午後5時15分まで

なお、郵送による場合は、受付期間内の消印のあるものに限り受け付ける。

- ③ 受付後の受験願書記載内容等の変更手続き

受験申込み後に住所や氏名等の記入事項に変更があった場合は、その旨を受験願書提出窓口へ申し出ること。なお、申し出の時期により訂正が間に合わない場合があるため、住所の変更があった場合には、受験者本人が郵便局に転居届を提出し、郵便物が新居に転送されるよう手続きをすること。

④ 受験票の送付

出願者に対しては、受験番号及び受験心得等を記載した受験票を、本人宛に郵送する。

なお、令和7年8月21日（木）までに受験票が届かない場合にあっては、秋田県健康福祉部医務薬事課まで連絡すること。

6 受験に際しての注意

① 携行品について

- ・ マスク、受験票、筆記用具（B又はHBの黒鉛筆又はシャープペンシル、プラスチック消しゴム）、腕時計等の小型の時計（携帯電話、スマートフォン及びウェアラブル端末等は不可。以下同じ。なお、時計のアラーム機能は解除しておくこと。）
- ・ 必要に応じて、めがね（ウェアラブル端末等は不可。以下同じ。）、かばん（試験時間中に不要な物を収納し、床に置くため。）、鉛筆削り、ティッシュペーパー、拡大鏡
- ・ 試験会場には、キャリーバック等の大きな荷物を持ち込まないこと。
- ・ 試験会場には昼食会場を設けないため、昼食はホテルの外（ホテル内の飲食店は可。）でとること。
- ・ 試験会場では、私語等は慎むこと。
- ・ 基本的な感染対策に御協力をお願いします。

② 試験会場の開場時間は午後0時30分とする。なお、試験に関する注意事項を説明するため、試験開始15分前までに所定の場所に着席すること。

遅刻については、原則、試験開始後30分までは認めるものの、遅刻者に対して試験終了時刻の延長は行わない。試験当日、悪天候等の為、公共交通機関に乱れが生じることがあるので、時間に余裕をもって試験会場に来場すること。悪天候等による公共交通機関の遅延により試験開始時刻に遅れる場合は、試験開始時刻前に健康福祉部医務薬事課に必ず連絡すること。

③ 試験開始15分前までに、携帯電話、スマートフォン及びウェアラブル端末等の電源を落とすこと。いわゆる「機内モード」等の電波を発しない状態であっても、これを認めない。試験中に、受験者がこれらに触れた場合、又は端末が鳴動する等の挙動を示した場合、不正とみなすことがある。

また、同時刻までに、受験票、筆記用具（B又はHBの黒鉛筆又はシャープペンシル、プラスチック消しゴム）、腕時計等の小型の時計、必要に応じて、めがね、鉛筆削り、ティッシュペーパー（包装から出した状態に限る。）、拡大鏡を机の上に用意し、これら以外の物（筆箱、参考書、携帯電話等）については、かばんの中に収納すること。

④ 試験終了後は会場敷地内にとどまらず、速やかに会場敷地から出ること。

⑤ 不正とみなされた場合及び試験監督員の指示に従わない場合は、以降の受験を認めない。

⑤ 上記①～④の取扱いについては、今後変更されることがある。その場合、別途連絡する。

7 合格者の発表

合格者については、令和7年10月7日（火）に、本人宛に合格証を郵送するほか、同日午前9時に秋田県庁正面掲示板、各保健所掲示板及び秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット」(<https://www.pref.akita.lg.jp/>)に掲載する。

なお、電話による可否の問合せは受け付けない。

8 試験結果の提供

試験結果の提供を希望する場合は、受験者本人が、本人であることを証明する書類（受験票、運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード又は旅券等）を持参し、日曜日、土曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までの間に下表の受付場所に直接申し出ること。

申出者	提供内容	受付期間	受付場所
受験者	筆記試験、実地試験の 得点及び総合得点	合格発表の日から 1か月間	秋田県庁2階 医務薬事課内

なお、この試験結果については、上記期間経過後も、個人情報の保護に関する法律第76条第1項の規定により、文書による開示請求をすることができる。